

# 法教育推進協議会 第39回会議 議事録

第1 日 時 平成27年12月25日（金） 自 午前 9時58分  
至 午前11時50分

第2 場 所 法務省第1会議室

## 第3 議 題

- (1) 車座ふるさとトーク実施結果（報告）
- (2) 第56回「法の日」週間記念行事「法教育 in 赤れんが」実施結果（報告）
- (3) 法教育マスコットキャラクター「ハウリス君」の活用（報告）
- (4) 専門学科及び総合学科高等学校における法教育の実践状況に関する調査研究の進捗状況（報告）
- (5) 各種教材の作成について
- (6) 法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組等について
- (7) 今後の法教育広報部会の在り方について

## 議

## 事

小粥座長 それでは、まだお見えになっていない方もおられますが、御出席予定の方は既に着席されておりますので、第39回法教育推進協議会を開会させていただきます。

まず、議事に先立ちまして、法務省大臣官房司法法制部の萩本部長から、委員の皆様に御挨拶をさせていただきます。

萩本部長 皆さん、おはようございます。法制部長の萩本でございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

選挙権年齢が18歳に引き下げられて最初の選挙になるであろうと言われております参議院選挙まであと半年余りとなりまして、そこかしこで主権者教育という言葉を目にしたり、耳にしたりする機会が増えていると感じています。

ちょうど昨日の読売新聞を見ていましたら、これはネット版だけかもしれませんが、選挙管理委員会が行っている高校への出前授業が、昨年度の47校から、今年度は793校に17倍に急増しているという記事を目にしました。出前授業の多くは高校側の要請で、内容は公職選挙法の解説や模擬選挙を含む、こういう記事で、御覧になった方もいらっしゃるのではないかと思います。

これはこれで、もちろんとても大切なことだと思うのですが、より根本的に大切なことと申しますか、求められることと申しますのは、正しい事実認識の下で、正しい事実認識の上に立って主体的に考え、自らの意見、考えを形成すること、と同時に、他人の意見にも謙虚に公平に客観的に耳を傾け理解するように努めること、そうしたことはないかというように思っています。そのことは、イコール、ここで議論していただく法教育が目指すところではないかなというように考えているところです。

その意味で、ますます法教育が大事になってくるであろうとは思っておりますが、選挙権年齢が18歳に下がるから主権者教育と、これは非常に分かりやすいのですけれども、前から申し上げていますように、法教育の意義あるいは法教育の重要性を国民の皆様、世間の方々に御理解いただくのはなかなか難しいと、同時に感じているところです。是非その辺り、皆様方からお知恵を拝借できればというように思います。

本日は、新たに太田委員、小澤委員、清藤委員にも御出席いただいております。年の瀬のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日も、どうぞよろしく願いいたします。

小粥座長 どうもありがとうございました。

萩本部長の御挨拶にありましたように、今回、新たに委員に御就任いただいた方もおられますので、本日はその方々から簡単に自己紹介と御挨拶をお願いしたいと思います。

それでは、太田先生からお願いできますでしょうか。

太田委員 初めまして。東京大学の太田と申します。法科大学院等で民事紛争処理とか法社会学、それから法と経済学や法と交渉などと、法学の周辺領域ばかりやっております。よろしく願いいたします。

小粥座長 ありがとうございました。

続きまして、小澤委員、お願いいたします。

小澤委員 日本司法書士会連合会の常任理事をやっています小澤と申します。よろしく願い

します。法教育委員会も担当している関係で、今日から初めてここに参加させていただいております。

連合会では、今年度も親子法律教室というのを全国各地でやっております、好評を頂いているところで、法教育の分野をますます推進しようと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

小粥座長 ありがとうございます。

続きまして、清藤委員、お願いいたします。

清藤委員 最高裁判所総務局第一課長の清藤と申します。10月から第一課長になりましたので、ここに参加させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

小粥座長 委員の皆様、ありがとうございます。

続きまして、事務局のメンバーにも変更等がございましたので、御挨拶を頂きたいと存じます。よろしくお願いいたします。

松本官房付 11月から司法法制部に参りました官房付の松本と申します。よろしくお願い申し上げます。

小粥座長 お願いします。

見市部付 7月に司法法制部付として着任をいたしました見市と申します。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

小粥座長 ありがとうございます。

それでは、事務局から本日の議事と配布資料等の説明をお願いいたします。

中保部付 それでは、事務局から本日の議題と配布資料の説明をさせていただきます。机にお配りした議事次第を御覧ください。

本日は、この後、七つの議事を予定しております。

まず、一つ目の議事は、本年9月12日土曜日に群馬県高崎市で「法教育の推進に向けた地域のネットワークづくり～群馬県の取組を参考に～」とのテーマで開催されました車座ふるさとトークの実施結果につきまして、事務局から御報告させていただきます。

二つ目の議事は、本年10月3日に法務省で開催されました第56回「法の日」週間記念行事、いわゆる法の日フェスタでの法教育イベントである「法教育in赤れんが」の実施結果につきまして、事務局から御報告させていただきます。

三つ目の議事は、前回の協議会以降に法務省として取り組んでいる法教育のマスコットキャラクター「ハウリス君」の活用事例につき、事務局からその概要等について御報告させていただきます。

四つ目の議事につきましては、昨年度の普通科高等学校に引き続き、本年度、専門学科及び総合学科高等学校において実施しております「法教育の実践状況に関する調査研究の進捗状況」につきまして、事務局から御報告させていただきます。

五つ目の議事以降は、協議事項でございます。

まず、五つ目につきましては、「各種教材の作成について」として、高校生向けの法教育教材及び前回の推進協議会で方向性につき御了解いただきました視聴覚教材・モデル授業の作成につきまして、今月18日に開催されました第3回広報部会におきまして構成委員の方々から出された御意見や、現時点における検討状況について、事務局から御報告させていただいた上で、併せて席上配布資料中の協議事項メモに基づきまして、委員の皆様から御意

見等を賜りたいと思っ

ているところ

でござ

います。

六つ目の議事は、「法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組等について」でござ

います。事務局から先ほど御紹介させていただいた広報部会において出された御意見につ

きま

して、同じく御報告させていただいた上で、先ほどお話しさせていただいた協議事項のメモ

に基づいて、委員の皆様から御検討を賜りたいと思っ

てお

ります。

七つ目の議事につきましては、「今後の法教育広報部会の在り方について」でござ

います。同じく協議事項のメモに基づいて、委員の皆様から御意見等を賜りたいと思っ

ているところ

でござ

います。

続きまして、配布資料について御説明させていただきます。

資料は、資料1から資料4までござ

います。

「資料目録」、資料を御覧いただければと思

います。

まず、資料1は、本年11月現在の推進協議会の委員の名簿でござ

います。

資料2は、車座ふるさとトークの関連資料一式でござ

います。

資料2-1から資料2-2までが、政府広報オンライン及び法務省ホームページに掲載さ

れました車座ふるさとトークの開催報告でござ

います。

資料2-3から資料2-6までが、各新聞に掲載されました車座ふるさとトークに関する

記事でござ

います。

続きまして、資料3が、「法教育 in 赤れんが」、「法の日フェスタ」の関連の資料でござ

います。

資料3-1が、法務省のホームページに掲載されました法の日フェスタの開催報告でござ

います。

資料3-2は、毎日新聞に掲載されました法の日フェスタでの法教育イベントに関する記

事

でござ

います。

資料4は、現在、専門学科、総合学科を設置する全国全ての高等学校に配布し御回答を依

頼

している「専門学科及び総合学科高等学校における法教育の実践状況に関する調査票」で

ござ

います。

そのほか、先ほど御説明したものを含め、席上配布の資料としてメモが2点ござ

います。

これらにつきましては、後ほど協議の際に御説明させていただきたいと思

います。

以上でござ

います。

小粥座長 ありがとうございます。

それでは、最初の議題に入りたいと思

います。

一つ目の議題は、車座ふるさとトーク実施結果についてです。本件につきましては、事務

局からその概要等について御報告をお願いいたします。よろしくお願

い

いたします。

中保部付 それでは、事務局から御報告をさせていただきます。資料2を御覧いただければと

思

います。

車座ふるさとトークと申しますのは、安倍内閣として大臣等が地域に赴き、地域の方々

と

少人数で車座の対話を行い、生の声をつぶさに聞いて政策に生かすとともに、政府が取り組

んでいる重要政策について説明をする取組でござ

います。

本年の9月12日、上川前法務大臣は、全国で初めて法教育の普及・推進を図る都道府県

単

位の恒常的な組織として法教育推進協議会が立ち上げられました群馬県の高崎市を訪問し、

高崎市の佐野中学校におきまして、「法教育の推進に向けた地域のネットワークづくり～群馬県の取組を参考に～」というテーマで車座ふるさとトークを実施しました。

今回は車座ふるさとトークに先立ちまして、佐野中学校の3年6組の公民の授業の中で、先生と前橋地方検察庁の現職の検察官とのコラボレーションによる模擬裁判を実施し、その様子を上川前法務大臣にも見学していただいたところでございます。資料2-2等で写真が掲載されていると思いますが、これが模擬裁判の評議の様子等でございます。

模擬裁判に引き続き行われた車座ふるさとトークでは、模擬裁判に参加された生徒さんや先生、検察官のほか、教育関係者、学識経験者、報道関係者といった様々な立場、年代の方との活発な意見交換が行われたところです。

生徒の方からは、「模擬裁判の授業を通じて法に関心を持つことができました」ですとか、教育関係者や学識経験者、報道関係者からは、「法教育は情報を基にかつ自分とは異なる物の見方や考え方を他人から聞いた上で自分の頭で考えるという貴重な機会を提供することになる。小学校、中学校、高校の間に社会に出て、自分がどう考えどう行動できるのかという基礎を養うためにも、法教育の更なる充実が必要だと思う」など、たくさんの率直な御意見や有意義な御提案をお伺いすることができたところでございます。

このふるさとトークの様につきましては、今お話しさせていただいた配布資料2-1、2-2のほかに、資料2-3から2-6のように、地域の新聞の記事でも大きく取り上げられたところがございます。

事務局としては以上でございます。

小粥座長 ありがとうございます。

ただいま事務局から御報告がありました車座ふるさとトークにつきまして、何か御質問などございますでしょうか。

長戸委員、お願いいたします。

長戸委員 質問といたしますか、意見というか、感想で恐縮なんですけれども、これは大臣の日程等の都合があるかと思うんですが、大体このイベントというか、これはどれぐらい前に決まっていたものなんでしょうか。

安部調査官 実際のところ、7月ぐらいからです。

といいますのは、やはり国会の関係がございまして、月曜日から金曜日まで平日はなかなか日程ができないということで、土日ということを中心に、更に学校側も2学期が始まる時期ですので、そういった時期を踏まえながら調整を致しました。

長戸委員 どうして時期を伺ったかといいますと、この上川大臣が行かれるというのを聞いて、実は個人的で恐縮なんですけれども、私は群馬県の出身で、佐野中学も近いといえば近いところなんです。それで、是非そういったものがあるなら行きたいと思ってはいたんですが、このイベントがあるのを知ったのが割合直前だったものですから、もう少し早く教えていただけたら、是非本当に現場の中学生とか、法教育に接してどんな反応をしているのかなというのを私も直接自分で確認したかったものですから、もしこういったものがあるときは、もう少し早めに教えていただくと有り難いなと思った次第です。

それと、あともう一つ、ちょっと無知で恐縮なんですけれども、この群馬県のような、こういう組織的ネットワークの法教育推進協議会というのを持っている都道府県というのは、今どれぐらいあるんでしょうか。

小粥座長 安部さんをお願いしていいですか。

安部調査官 これまで推進協議会の下で、いわゆるプロジェクト的に限定的に2年間という形で取り組んできたところは、京都、岐阜というようなところがございますけれども、自発的に本当に地域で立ち上げたというところは今のところ群馬で、最近では福井というようなところを聞いている限りでございます。

小粥座長 長戸委員、よろしいでしょうか。

長戸委員 はい。

小粥座長 多分、法教育の行事的なものは日常的に行われているので、こういったものに御関心がおありかを法制部にお伝えいただければ、適宜、情報は提供いただけると思います。

長戸委員 はい、分かりました。

小粥座長 そのほかにいかがですか。

よろしければ次の議題にまいりたいと思います。次の議題は、第56回「法の日」週間記念行事「法教育 in 赤れんが」の実施結果でございます。本件に関しましても、事務局からその概要等について御報告をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

中保部付 それでは、事務局から御報告をさせていただきます。

本年10月3日に、第56回「法の日」週間記念行事、いわゆる法の日フェスタにおいて「法教育 in 赤れんが」を法務省において開催しました。

「法の日」とは、最高裁判所、日本弁護士連合会、法務省の共同の決議に基づきまして、国民の皆様には法の役割や重要性について考えていただくきっかけとなるよう設けられたもので、毎年10月1日の「法の日」から1週間は、「法の日」週間とされておりまして、全国各地でこの週間の趣旨の徹底を図るため、講演会や座談会など各種行事を実施しているほか、最高裁判所、日本弁護士連合会、法務省、最高検察庁においても協力し、それぞれの立場で法の日フェスタという記念行事を開催しているものでございます。

法務省におきましては、法教育をテーマに様々なイベントを実施し、当日は前年を上回る450名を超える来場者をお迎えしたところでございます。

司法法制部において担当したイベントは二つございまして、その一つが、小中学生向けのプログラムとして実施いたしました「ルール作り体験！～不思議な森でハウリス君とルールを作ろう～」というイベントでございます。資料3-1の1ページ目を御覧いただければと思います。小中学生向けのプログラムとして書かれているものでございます。

内容につきましては、不思議な森の中にある公園の遊具をめぐって動物たちがけんかをしているという設定の下、どういう手続でどのようなルールを作るのがふさわしいかをみんなで考えるというようなもので、参加した子供たちからは、みんなが納得できるルールにするにはどうすればよいか、積極的な発言がなされたところでございます。資料3-2の新聞記事も、このイベントでの様子でございます。

もう一つが、高校生、一般向けのプログラムとして実施いたしました「プロと一緒に模擬裁判」というイベントでございます。

プロの法律家であります裁判官、弁護士、検察官とチームを組んで、重大事件を題材にした模擬裁判を体験してもらおうというものでございまして、裁判の審理終了後は、傍聴者を含めてグループを作って評議を行い、有罪か無罪かをグループ内で意見を出し合って結論を発表してもらおうなどしたほか、上川前法務大臣からも模擬裁判を御覧いただき、感想等の御発

言を頂いたところでございます。

この法の日フェスタの様様につきましては、今お話しさせていただいた資料3-1及び毎日新聞の記事である資料3-2に掲載されているところでございます。

事務局からの御報告は以上です。

小粥座長 ありがとうございます。

ただいま事務局から御報告がありました法の日フェスタにつきまして、何か御質問などございますでしょうか。

特にございませんようでしたら、次の議題にまいります。

次は、法教育マスコットキャラクター「ハウリス君」の活用についてでございます。本件につきましても、事務局からその概要等について御報告をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

中保部付 それでは、事務局から御報告をさせていただきます。

前回の第38回の協議会におきましても、ハウリス君の活用につきましては委員の皆様から様々な御意見を頂戴したところでございますが、本日、皆様に配布資料を入れてお渡ししておりますクリアファイルがあると思えますけれども、これが一つの活用事例でございます。

このクリアファイルにつきましては、合計約3万枚を作成しました上で、法教育の出前授業や、さきの議事で御報告させていただきました車座ふるさとトークの参加者や、会場となった高崎市の佐野中学校の生徒さん、法の日フェスタでの法教育イベントの参加者等に配布するなどしてありまして、法教育の普及に向けた広報の戦略の一つと考えているところでございます。

また、現在、ハウリス君の着ぐるみを製作を進めてありまして、28年3月末日には納品される予定でございます。着ぐるみの完成後は、法教育に関する子供の関心を高めるため、通常の教室における法教育の出前授業のみならず、体育館やグラウンド等において対象学校の生徒が集合するようなイベントや、学校現場に限らず、地域の町内会の子供たちが集まるイベント等にも積極的に登場させることなどを考えているところでございます。着ぐるみにつきましても、法教育の認知度向上の効果が期待できるのではないかとというふうに考えているところでございます。

今お話しした「ハウリス君」の活用につきましては、飽くまで、今考えている活用の一事例でございまして、今後、委員の皆様からいろいろな御意見を頂戴して、法教育のマスコットキャラクターや、ほかのマスコットキャラクター、「Law則くん」とかもいますけれども、その活用も含めて今後考えていきたいと思っているところでございます。

事務局からの御報告は以上でございます。

小粥座長 ありがとうございます。

ただいま事務局から御報告がありました法教育マスコットキャラクター「ハウリス君」の活用につきまして、何か御意見、御質問などございますでしょうか。

江口委員、お願いいたします。

江口委員 せっかく一般の国民が関わってくれて、法に関心を持っているんだから、「ハウリス君」だけではなく、多くのキャラクターを登場させて、是非何か作ってくれませんか。ひょっとしたら日弁連のマスコットと対談してもいいような気もしますけれども、そんな感じで積極的に持っていったほうが客観的にはいいような気がしてですね。

小粥座長 それは法務省の「ハウリス君」だけではなくて、いろいろな団体が法教育に関するキャラクターを作ったほうがよいという御意見ですか。

江口委員 いや、あるのでいいと思うんですけども。何か生かしていただけるといいのかなと思います。

小粥座長 ありがとうございます。

村松委員、鈴木委員からは、何かレスポンスはございますか。

村松委員 日弁連は特にこういうマスコットは今作ってなくて、確かに広報としてどうあるのかというのは、日弁連もこういうものを考えてもいいのかななんて思いながら伺っておりました。このキャラクターをどういうふうに広めていくのか、活用していくのかということについて、何か弁護士会でもできるのかどうかということは、考えさせていただきたいなと思っております。

小粥座長 ありがとうございます。

そのほかよろしゅうございますか。

前回、前々回だったかもしれませんが、「ハウリス君」は男の子なので女の子版も創ってはどうか、あるいは、キャラクターは中性化すべきではないか、あるいは、スマホでも見られるようなキャラクターを展開していくなど、いろいろな御意見が出ていたかと思えますので、そのことも引き続き忘れないようにしたいということで、ちょっとまた確認のために発言させていただきます。

そのほか、いかがでしょうか。

よろしければ、次の議題にまいりたいと思います。

次は、「専門学科及び総合学科高等学校における法教育の実践状況に関する調査研究の進捗状況」でございます。本件に関しましても、事務局からその概要等について御報告をお願いします。よろしく願いいたします。

中保部付 それでは、事務局から御報告させていただきます。

今、御紹介いただきました専門学科、総合学科高等学校における法教育の実践状況に関する調査研究につきましては、平成26年度に実施しました普通科高等学校を対象としました調査研究に引き続きまして、本年度、農業、工業、商業等の専門教科を開設しております専門学科や、総合学科を置く高等学校を対象として、法教育の実践状況や法教育を実践していく上での御意見、御要望等を調査するものでございます。資料4が、現在、各高等学校へ送付しております調査票でございます。これらの調査票の作成に当たりましては、委員の皆様からは貴重な御意見を頂戴いたしまして誠にありがとうございました。事務局や業者では気付かなかった点や、より充実した調査にするための調査事項を加えることができたと考えているところでございます。

昨年度実施しました普通科高等学校を対象とした調査票との主な違いといたしましては、例えばでございますけれども、問46以降、例えば14ページがありますけれども、必修修教科だけではなくて、設置数上位3教科である農業や工業、商業を中心として、専門教科における実践状況を調査するための欄を問46以降で設けたことですか、例えば問67から問69、21ページ以降でございますけれども、専門教科「商業」における調査項目につきまして、実質的には法学入門とされる専門科目であります「経済活動と法」に関しまして、より詳細な設問を作成したこと、資料4の1ページでございますけれども、法教育授業の連

携先に係る質問に対する回答の選択肢としまして、昨年度は「その他」に含まれておりました消費生活センターや法科大学院生、法学部生を特出しして挙げさせていただいたことなどが挙げられるところがございます。

調査の状況といたしましては、委託業者でありますリベルタス・コンサルティングから12月18日を期限としまして、全国2,275校の高等学校へ調査票を送付しているところがございますが、本月の21日時点で683校から回答を頂いているとのことであり、回収率は、現在は約30%にとどまっているところです。

なお、この委託業者から学校への調査票の送付に用いました封筒の表面にも、「ホウリス君」を掲載しているところがございます。

今後のスケジュールについてでございますが、来年1月及び2月にデータの集計、分析等を行いまして、来年3月の本協議会において正式に調査結果の御報告をしたいと考えているところがございます。

もともと、その調査結果につきましては、学校現場の法教育の実践状況に関する生の声でございます。次に議題に挙げさせていただきます高校生向けの法教育教材、視聴覚教材等の作成につきまして大変有益な情報が多数含まれていると考えておりますので、来年3月の本協議会での御報告に先立ちまして、集計、分析等の結果につきましては、それが判明次第、委員の皆様にはその内容等を適宜な方法でお伝えしたいと考えているところがございます。

また、今回の調査で平成24年度以降、小学校、中学校、普通科高等学校と順次実施してまいりました法教育の実践状況に関する調査が一通り終了することになります。これを契機としまして、今後の調査の在り方等につきまして、本協議会において御意見等を頂戴できればとも考えている次第でございます。

事務局からの御報告は以上です。

小粥座長 ありがとうございます。

ただいま事務局から御報告がありました「専門学科及び総合学科高等学校における法教育の実践状況に関する調査研究の進捗状況」につきまして、何か御意見、御質問などございますでしょうか。また、今後の調査の在り方等につきましても、御意見、御要望等はございませんでしょうか。

太田先生にお聞きしたいのですが、このアンケートは、学校の種類ごとに、例えば去年は普通科高校が対象だったのでしょうか、このところ毎年こういうアンケートをしているのです。私が調査についてど素人であるがゆえのお尋ねですが、アンケートを実施するに先立ちまして、まず、業者にこの質問票を作ってもらい、それでこの会議体、あるいはもちろん司法法制部が質問票などをチェックしているのですけれども、素人から見ても素人ぽい感じもしないでもないのです。これを何とかうまくオーガナイズしていくようなやり方としてどんなことが考えられるのか、かねがね疑問に思っていたのですけれども。

太田委員 質問票をオーガナイズするというのは、どういう意味ですか。

小粥座長 つまり、このアンケートによって何が聞きたいのか、私は途中からこの会議体に入ったものですから、余りよく分からなくて、同じような質問票で多分4年、4回ぐらいやっているのですよね。

安部調査官 今回が4回目です。

小粥座長 私自身は、何を聞くのかというところから、考えないといけないと思っているので

す。しかし、この会議体は、こういう質問票ができましたけれども、気づいたことがあったら言ってくださいというだけなのです。なので、もうちょっとちゃんとするといったら変ですが、どういう準備の仕方をしてアンケートをやっていくのが望ましいのかということ、是非とも御教示を頂きたいと思っているのです。

太田委員　ざっとこれを見た感じは、単純な記述的データを収集するというアンケートだと思いで、それはそれでよろしいのではないかと思います。特にしょっぱなといいますか、始まりの、出発点としての記述統計の収集というのは必須だと思います。

ただ、これからやる場合は目的を明確にして、それを明らかにできるような形で再構築していく必要は出てくると思います。

アンケートにもいろいろと目的がありまして、副次的なものとしては、学校の先生を啓蒙するためにアンケートの形で質問するという手もありますけれども、このアンケートはそうではないと思います。むしろ、例えば法教育をめぐる問題点を掘り起こすとか、どういう法教育の仕方に戸惑いがあるとか、そういう現場の具体的な問題点を明らかにしたい、掘り起こしたいという場合であれば、それなりの質問事項、質問票の形式になりますし、今後の法教育の在るべき姿を見たいということであれば、そういう選択肢を入れて調べるべきとなります。そういう意味で調査の目的をこちらの委員会である程度具体化して、それに基づいた質問形式ないしは質問文というものを作ってもらい、ないしは我々が作るのかもしれませんが、そういう目的的な調査にだんだんと進んでゆかなければならないでしょう。これまでの調査で基礎データが集まった以上は、仮説探索、仮説検証的な調査をしていく必要があるかなというようには感じております。

あと、やはり、生徒さんの意見というのもできたら聞きたいなというのがございますね。ですから、それは本当に何を聞きたいかというのをまず我々が決めて、その上で具体化するということになると思います。

小粥座長　突然の指名にもかかわらず、どうもありがとうございました。

もし今後アンケートをやることがあれば、そういったところから是非と思います。

中保部付　後ほどの議事の（６）でもお話等をお伺いできればと思っているところでございますが、今後行うべき調査、法務省としましても今後、法教育の普及・推進を図る上で取組を進めるとともに、法教育の普及・充実に当たってどういう調査をすればいいか。例えば、教材をよりよいものにするためにどういう調査をしていく必要があるのかなどについては、考えていかなければいけないと思っているところでございます。なので、後ほどの議事（６）で調査内容等について委員の皆様にご協議いただきたいと思っておりますし、今後その新たな調査をする際には、太田先生始め委員の皆様にごいろいろ教を頂いた上で、より良い調査をしたと事務局としても考えているところでございます。

小粥座長　ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

岩崎委員、お願いいたします。

岩崎委員　今、太田先生のほうから教育するタイプのアンケートもあるけれどもという話がありましたけれども、ただ、これはある側面で教師に気づかせるアンケートにはなっているので、つまり、例えば7ページですかね。これは保健体育の先生にルールやマナーとか、いわゆる学習指導面についての法に関する教育に係る内容についてちゃんと指導していますかみ

たいな話なんですけれども、つまり、教員の皆さんには、法教育というのは何か別なところにあってという認識が結構強い。ですから、アレルギー反応がある。前にも言った負担感なんです。実際には、いろいろな教科等の中でやっているわけですね。そこを法教育という意識で、視点でそれを捉えさせるというか、そこに気付かせるアンケートにはなっているので。家庭科も同じだと思うんですよ。家庭科にも法教育に関する内容って既にやっているわけなんですけれども、では家庭科の先生が法教育をやっていますかという、いや、やっていませんと答えてしまう。

実際にこういうのをあなたはやっておられますよね、これが法教育なんですよというところを意識付けさせるような効果を持っているかなというふうには感じました。そういう面で、いいのではないかと思います。

小粥座長 ありがとうございます。

既に議題の（６）にも関わるようなことにもなっておりますが、お気付きの点はまた改めて今後の取組等についてのところでお話したいと思っております。

ひとまず、次の議題に移らせていただきたいと存じます。

次は、「各種教材の作成について」でございます。この議題につきましても、御協議を頂く前提として、事務局から本日御協議を頂きたい事項の概要につきまして御説明を頂きたいと思っております。よろしく願いいたします。

中保部付 それでは、事務局から説明させていただきます。

席上配布をさせていただきました議事（５）、（６）及び（７）に係る協議事項のメモの各種教材の作成について、議事（５）の欄を御覧いただければと思います。

高校生を対象としました法教育教材及び視聴覚教材・モデル授業の作成に当たっては、その前提としまして、メモにございますとおり、作成体制、今後のスケジュール、教材のテーマ、コンセプト等を決める必要があると考えておりますので、それぞれにつきまして委員の皆様のお意見を頂戴できればと考えているところでございます。

そこでまず、委員の皆様のお協議の前提として、事務局から今月の１８日に開催されました第３回広報部会において構成員の皆様から出された御意見や、事務局としての現時点における検討状況等につきまして御報告をしたいと考えておりますが、座長よろしいでしょうか。

小粥座長 はい、よろしく願いいたします。

それでは、議論を整理するために、まず作成体制と今後のスケジュールに関しての報告をお願いいたします。

中保部付 ありがとうございます。

それでは、報告させていただきます。

今月１８日に開催されました広報部会におきましては、法教育研究会の時代に中学生向けの法教育教材を作成しましたときと同様に、教材作成部会を立ち上げさせていただいて、各教材の作成を進めることが考えられるが、そのメンバーの構成につきましては、教職員の方、大学ないし大学院で教育学に携わっている教育研究者の方、同じく法学に携わっている法学研究者の方、あとは法曹関係者の４者に入ってもらい必要があるのではないかとといった御意見や、各種教材を作成する前提として、これまでに作成した教材が現場でどのように使用されているかということについて調査等を行う必要があるのではないかと意見を頂いたところでございます。

このような広報部会での意見も踏まえまして、事務局としましては、各種教材の作成体制につきましては、同じくメモで配布させていただいております「法教育教材の作成体制・スケジュール（案）」と題するメモにございますとお、法教育推進協議会に高校生向けの教材及び視聴覚教材・モデル授業等の教材作成を目的とする部会をそれぞれ置かせていただいて、同部会で作成を進めるということを考えているところでございます。

具体的には、推進協議会の下に作成する教材に応じて、高校生向け法教育教材作成部会と視聴覚教材・モデル授業を作成します視聴覚教材等作成部会を置きまして、各教材の作成を進めていきたいと考えているところでございます。

これにより、推進協議会で決定された統一的な方針に基づきまして、各種教材を作成することができ、教材の使い勝手のよさや教育効果を高めることができるのではないかと考えているところでございます。

そして、高校生向けの教材につきましては、これまでの小中学校向けの法教育教材と同様に、各テーマごとに3名から4名程度の作成チームを設けまして、各テーマごとに作成チームにおいて実際の作成作業を進めること等を考えているところでございます。

他方、視聴覚教材・モデル授業につきましては、初めての試みでもありますので、部会の体制のほか、そもそもの前提として法教育の普及・充実という観点から、その内容としてどのようなものが有益なのか、モデル授業としてどのようなものが考えられるのかといった点につきましても、委員の皆様にお知恵を拝借できればと考えているところでございます。

あわせまして、教材作成部会と広報部会とのすみ分けについても、御意見を頂きたく考えているところでございます。

大まかな作成スケジュールにつきましては、同じくメモに書かせていただいておりますように、来年3月中旬頃開催予定の次の推進協議会で教材作成部会の立ち上げを決定していただき、28年度の約1年間を掛けて作成して、29年度での配布を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

作成体制スケジュールに関する御報告は以上でございます。

小粥座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から御報告のありました各種教材作成の体制及びスケジュールにつきまして、グループ構成、視聴覚教材の内容等々を含め、御意見等がございましたらお聞かせいただきたく存じます。よろしくお願いたします。

私自身も必ずしも確たるイメージを持っているわけではないのですけれども、高校生向けということですので、恐らく一つの考え方は、「はじめての法教育」に出ている4分野について高校生版というようなことが考えられなくはないかと。そうすると難しいのは、視聴覚教材でどんな分野を取り上げるのかというようなことにもなってこようかと思ひます。そのほかにもいろいろな論点があるかと思ひますけれども、法制部もいろいろな意見をお聞きしたいのだらうと思ひますので、是非御意見をよろしくお願いたします。

磯山委員、お願いたします。

磯山委員 一応、話は伺っているのですけれども、前、お話を伺ったよりは少し分かりやすくはなったんですが、視聴覚教材とモデル授業のほうは、これは高校に縛られないで小中高と考えるてよろしいんですか。

小粥座長 中保部付、お願いたします。

中保部付 今、委員から御指摘いただいたとおり、高校生向けだけに限ったものではございませんで、今まで推進協議会で作成していただきました小学生、中学生向けの法教育教材につきましても、うまく生かせるような視聴覚教材を考えているところでございます。

小粥座長 磯山委員、よろしいですか。

磯山委員 はい、ありがとうございます。

小粥座長 長戸委員、お願いいたします。

長戸委員 二つほど質問がございます。

この視聴覚教材なんですけれども、特に、いわゆる民事的なもの、それから刑事的なものところに何か分けて作られるのか、それを一緒にするか、若しくはルールということできくりにして作られるのかということと、あと、以前、宮部みゆきさんの映画を法教育の何かタイアップをされたと思うんですけれども、そのタイアップの効果といいますか、何かその反響みたいなものでもし御存じの点がありましたら、教えていただきたいと思います。

小粥座長 お返事を事務局にお願いしていいですか。

中保部付 それではまず、一つ目の御質問につきましては、現時点で、先ほど少しお話しさせていただきましたように、視聴覚教材についてはどういう内容で作るかどうか、どういうものが法教育の普及・推進にとって有益なのかということも、事務局としても試行錯誤で考えているところでございまして、そこはこうだと確定的に決めているところは正直ございませんので、委員の皆様からこういうものがあるんだということの御提案を是非頂きたいなと思っているところです。

一つ考えているところは、先ほど磯山委員の御指摘を踏まえて少しお話しさせていただいたところではございますけれども、これまで推進協議会では小学校向けの教材、中学校向けの教材を作っておりますので、それをいかせるような視聴覚教材ですね。例えば、小学校向けの教材や中学校向けの教材につながるような導入教材等のようなものとか、出前授業で流して法教育について関心を持ってもらうようなものが考えられるのではないかと思っているところでございます。

でも、必ずしもそれに縛られるわけではございませんので、こういうものがないのではないかとということで御指摘いただければと思っているところでございます。

安部調査官 長戸委員からの御照会なんですけど、映画とのタイアップというのは本当の初めての試みで、自分たちも非常によかったのではないかなと思っておるんですけど、その反響に関しましては、法務省に関するツイッターだとかいろいろな形でのお褒めの言葉は頂いているところなんですけれども、明確にそれが数値としてどういう効果が上がっているのかなという、そういった部分に関しましては、若干よく分からないというのが正直なところでございます。

小粥座長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

橋本委員、お願いいたします。

橋本委員 先ほど座長のほうからお話があった「はじめての法教育」の場合だと、中学校社会科の公民的分野で四つの教材を作ったということで、中学校の社会科の公民的分野でやってくださいというか、それがアピールできるものだったと思うんですけれども、高等学校の場合、例えば一つの教科科目に絞って作っていくのか、そうではなくて、テーマを幾つか設定

をして、そのテーマで作った授業は例えば商業科で使えるとか、現代社会で使えるとか、そういう形で作っていくのか、幾つか多分、作り方があって思うんですけども、今、僕が申し上げたやり方だと、後者だとちょっとアピールが弱くなると思うんです。だから、どこの教科でやると明確になってこないですよ。なので、その辺りの作り方をどういうコンセプトで作っていくかということも少し検討する必要があるかなという気はします。

小粥座長 学習指導要領が、来年新しいのが出るのでしょうか。そうしますと、学習指導要領が変わる時期にこの教材作成の作業が重なりそうです。そうだとしますと、うまく調整ができるのかなというような心配がありまして、その辺はどう考えればよろしいですか。

橋本委員 その辺は文科省から聞いたほうがいいかもしれませんが、いずれにしても、近々指導要領の改訂が行われるということを考えてときに、それをある程度見越して作っていくというほうが、それはいいとは個人的には思いますね。それと切り離して作るというのは、なかなか難しいのではないかなと個人的には思いますけれども。

小粥座長 樋口委員、今、法制部のほうで考えている教材作成のスケジュールは、来年度中、28年度中にその準備をするということなのですけども、指導要領も来年度中にまとまることも仄聞しておりますけれども、そのスケジュール感で実際上の作業というのは、果たしてできそうなものなのでしょうか。

樋口委員 それでは、御指名ですので、概略を申し上げます。

小粥座長 ありがとうございます。

樋口委員 来年度中というのは、中央教育審議会でも今、大きな今後の教育課程の在り方を検討しているところでして、そちらの答申を来年度中に出していくというようなことを目途としているということになります。

答申が出た後に各教科等の実際の学習指導要領の改訂という作業になっていきますので、恐らくおっしゃっているのは、来年度中に小中学校の学習指導要領の告示があるのではないかと話であろうかと思えます。

従来のスケジュール、従来の学習指導要領改訂のスケジュール感でいいますと、そのようになるということも考えられますけれども、一方で今日は、高校ということも言っているかと思えます。従来のスケジュール感で言うと、高校の場合は、それよりは1年等遅れて告示というようなことになっていくということになります。

それから、高等学校においては、現行学習指導要領が今年度3年生まで実施と、ようやくほぼ全面実施という状況になっておりまして、仮に今申し上げたスケジュールでいきますと、平成34年度から新学習指導要領が実施というようなことになっていきます。まだしばらく先の話ということになります。

小粥座長 今の平成34年度からというのは、高校においてという。

樋口委員 高等学校が平成34年度から。

小粥座長 ありがとうございます。

江口委員、お願いします。

江口委員 橋本先生や樋口先生も長いこと高校の教材を作りながらというか、経験しているんですけども、先ほど岩崎先生が言ったように、法教育の裾野を広げるためには、ある教科だけではなくて、他の先生方の意見も聞きながらある教科で価値を高めるという方法だってあるので、高校の教材作りは意外と難しく、本当に簡単にすすすと乗っかるほどでもな

いので、ちょっと、逆に言えば東京都のほかの科目の先生とかとインフォーマルでも何か話せる機会があったらいい方向へ動くかなという直感が今あるんですね。確か法務省で一番最初作った中学校のときも、文科省の生徒指導の先生とか道德の先生とか、あるいはほかの先生とちょっと来てもらって話をした感覚があるので、どういう方向へ持って行ったら効果が大きくなるかということ、何かちょっと試みる必要があるのかなと感じましたですね。

小粥座長 私には高校の教育のことが分かりませんが、橋本先生がおっしゃったのは、指導要領にぴったりはめ込むような形ですが、江口先生のおっしゃるのは、むしろ岩崎先生の御示唆のように。

江口委員 メーンは社会科系の、特に政治経済法を担う教科だろうと思うんですが、消費者法に関しては、家庭科が間違いなく面倒見てくれないと物が動きませんし、体育もそう簡単ではなくて、スポーツとロウというのは結構ボリュームとしてはあるものですから、中学校のようにこの科目だけで背負うよというメッセージがどのくらい意味があるかというのは、ちょっと現場と応答したほうが直感的にはいいよなんていう意味です、私は。

小粥座長 岩崎委員、お願いします。

岩崎委員 樋口委員がおっしゃったように、高校は徐々に実施になっていきますので、学習指導要領に。小中学校は一気にどんという感じでいくんですが、そうなったときに、教師の意識は、学習指導要領で授業をするというよりも、教科書で授業をされるわけですね。その教科書が学習指導要領に基づいて作られていますので、高校にしても小中にしてもそうですけれども、法教育の教材とか、あと学習コンテンツ、何と言うか、そういうものを開発されたときに、その教科書に合っていないといけないということから、現行の学習指導要領に対応した教科書に基づいたコンテンツのものをまず作っていくのか、次の改訂に基づいた教科書への移行まで温めておいてというか、変わるまで温めておいてからされるのかということがあるかと思うんです。

中学校の公民、家庭科だって何だってみんな学習指導要領は改訂されるわけですので、というところがあるかと思うんですね。

もう一つは、樋口先生がおっしゃったように、学校の教育活動は様々なカテゴリーがあって、なおかつ先生方の意識もいろいろな方がいて、例えば東京都で消費者教育の教材、映像教材を作っているんですが、ウェブに載っているんですが、それを使う人というのは、すごい思い切りやりたい人は使うんですが、さらっとやりたい人は余り使わないというものもあるので、法教育で使える教材を開発するときに、実はバリエーションのほうで大事で、何か一発これを作れば効果があるというものは、ちょっと難しいと思うんですね。いろいろなパターンがあって、選ぶのは先生方なので、強制的にこれを使えというのはできませんので、いろいろなバリエーションで作ればいいのではないかなというふうには思いますけれども。あと、樋口先生がおっしゃったように、いろいろな分野にあっているいろいろなバリエーションとか、また、重いものも軽いものもというか、どうなんでしょう。

小粥座長 一方で重い大きなものもあってもいいかもしれないけれども、どこでも使える小さなようなもの。

江口委員 そうですね。よく作り手は、絶対読み手の気持ちになれないと言いますね。

小粥座長 そうですか。

江口委員 作り手は初めから読んでくれると思っていますけれども、読み手は読みたいところ

を読むわけですが。ですから、使い手は使いたいものを使うわけで、作り手は使い手の気持ちには絶対になれないですね。これは、例えばこの1冊の「はじめての法教育」を始めてから読んでくれるだろうと思ったら大間違いで、ほとんどの人は、ページをめくって行って引っかけるところで止まってということになろうかと思うんです。そういう意味で、もうちょっと戦略的にといますか、やっていったほうがいいかなという感じはしますけれども。

小粥座長 ありがとうございます。

太田先生、お願いします。

太田委員 今のことも関連するんですけども、僕も今の高校の教育のことは全然知らないんですけども、高等学校の先生の持つ法律のイメージは多分、我々法学部の人間が考えるものとは全然違うんだろうと思うんですね。多分、刑法と行政法的な抑圧や支配の手段としてしか法を見ていないのではないかと感じます。だから、法は遠いところにあるもので、日常とは無関係だという意識があるかもしれません。ところが、法は、日々自分たちが日常生活を送っているときにもろに関係しているということ認識していただきたいです。物を買った場合でも車に乗った場合でも、全部、われわれの行動は法と関連付けられていると知っていただきたい。そういう認識があまりないのではないかとと思うので、この視聴覚教材というときに、ターゲットとして教室での生徒さんなのか、あるいはむしろ先生の方をまずターゲットにする必要があるかもしれないという点も考えておいたほうがいいかなという気がしております。それと、法教育で法律用語で法情報の検索はしないと思うんですね。いろいろな教科を教えているときのトピックとか問題とかで検索すると思うんです。ですから、法律用語や法教育の内容で検索するような教材では多分授業の準備や教室での実践では使えないだろうと思いますね。法教育以外の日常の教育実践での用語で検索できるような形にしておかないと、法律の専門家ではない先生にとって、使いこなすのが難しいだろうと思います。

もう一つは、僕もよく知らないんですけども、学校の現場で視聴覚教材というのがどのくらい広く、かつどのように使われているかをちょっと調べたほうがいいかなという気がします。というのも、例えば視聴覚教材として携帯アプリを作っておいて、予習で見ながら来いという形で使うこともあれば、教室でまず初めて見せて、その上で議論する場合もあると思うんですね。あるいは、試験勉強のときにもう一回見られるよという形でネット上にアップしておくこともあると思うんです。そこら辺りの視聴覚教材の実際の使い方がどうなのか、それに合わせて教材を構築しないと先生は使えないのではないかとと思うんですね。という点をちょっと感じました。

小粥座長 ありがとうございます。

三つほどあったかと思いますが、1点目の、ターゲットを教員にするという選択肢もあるのではないかとこのところに関して伺いたいのですが、具体的に視聴覚教材でターゲットを教員にするというのは、どういうことをイメージされているのでしょうか。

太田委員 法教育っていったい何なんだろうという意識が多分、まだまだ先生方の間で広いと思うんですね。法教育の具体的なイメージがないと、どんなことをどんなふうに教えたなら法教育なのかということが分からない。逆にそれが分かれば、法教育と言ってもこんなことなのか、それなら私のほうでもいろいろな形で教育現場で少しはやっているという形になれると思うんですね。そういう意味での教員とか教諭に対する広報活動というか、意識覚醒を一つのターゲットにすることも可能かなという気がしました。

小粥座長 ありがとうございます。

2点目、3点目は、ちょっとここで詰めることは難しいような話かとも思いましたので、貴重な御意見をありがとうございました。

太田委員 あともう一つ、視聴覚教材である以上、学生から見たら、やってみて楽しくないといけないと思うんですね。今、読む人と作る人の関係の議論がありましたけれども、正におっしゃるとおりで、法教育やその教材が、何か羽織袴を着て正座して読んだり見たりするようなものだと意識されたら、先生の間でも生徒さんの間でも普及しないと思います。面白さの点を考慮したほうがいい時代かもしれないという気がしております。

小粥座長 ありがとうございます。

中保部付、お願いします。

中保部付 各委員からの御議論で、テーマ、コンセプトのところに議論が移っていると思えますし、そこが一番重要な議論のところだと思っております。

なので、ちょっと参考までに、広報部会で出た意見を御紹介させていただいたほうがよろしいかなと思いますので、座長、よろしければ。

小粥座長 御説明を中保部付から改めてお願いいたします。

中保部付 では、今、中心的にまず議論が出ていました視聴覚教材・モデル授業について、広報部会で出た意見を御紹介させていただきます。

太田委員から携帯で予習というようなお話を頂いたところですが、同じく広報部会に帝京大学の加納先生にお越しいただいた際の説明等でも、ブレンド型学習や反転授業というようなことの御紹介を頂いたところです。

反転授業というものは、説明型の講義など基本的な学習を宿題として授業前に行って、個別指導やプロジェクト学習などの知識の定着や応用力の育成に必要な学習を授業中に行う、簡単に申し上げますと、授業前にきちんと視聴覚教材で予習をして、授業中はそれに基づいてディベート等、実質的な議論を中心に行うというものとのことです。このような反転授業ですとかブレンド型授業ということで、授業の中でコンピューターを介した指導と対面型の狭義の指導というのを組み合わせてやる、そういうものがないのではないかと。こういうものについては、授業が正解を作らない授業ですし、意見の多様性を前提としているところが非常によいのではないかとということが広報部会で出たところでございます。

そのほか視聴覚教材につきましては、小中学生向けの法教育教材を活用した授業の導入や、まとめ部分で使用することが考えられるのではないかとという御意見も出ました。

内容としましては、「ハウリス君」等が、マスコットキャラクターが登場して、生徒の方にもなじみやすく入りやすいような面白みのあるようなものが考えられるのではないかとということが頂いたところです。

また、視聴覚教材は、学校現場でのICT、情報通信技術の活用を意識してやられるべきだというようなことがまたお話しいただいたところです。

一方で、高校の現場の先生は授業の素材を探しており、モデル授業については作成したとしても、それをまねてやってみようという先生は少ないかもしれないというようなお話も頂いたところです。

あとは、教材のデータベースといったような趣旨の話も出たところでございます。それについては、また後ほど説明させていただきます。

高校生向けの法教育教材につきましては、中学生向けの法教育教材を作成したときと同様に、やはり学習指導要領上、教材としてあるいは指導として可能な領域とか内容というものピックアップしてもらい、その中で重要なものを選択してそれを膨らませるという形で作成するのが、やはり現場での使い勝手はいいのではないかというような御意見とか、文部科学省で現在検討されているとお聞きしている公共の科目の、学習指導要領上の科目の動きについても注視していく必要があるのではないかといった御意見を頂いたところでございます。小粥座長 ありがとうございます。

それでは、先ほど来の教材作成の体制スケジュール等も含めて、改めてその教材のテーマ、コンセプト等につき、引き続き御意見等を賜りたいと存じます。

村松委員、お願いいたします。

村松委員 コンセプトとして分かりやすく言うと、一つには、知識を広げる方向があります。それは高校ですから一つ大事なことなのかもしれないんですけども、広げるという方向よりも、むしろ知識を深めて活用していく、そういう方向で作ったほうがいいのではないかなと個人的には思っています。

考え方として、中学校のところまでで4教材ができていまして、法的な知識だとか考え方のベースがある、学校の授業の中でもそういうことができているということは一つベースになるわけですけども、それを踏まえて、高校で更に新しい法的な知識を広めていくという方向で教材を作っていくのではなくて、中学で理解した、習得したものを、それを実際の事例とかを使いながら活用していく力を付ける、あるいは活用する力を付ける中で理解を深めていく、そういう方向の教材のほうがいいのではないかなと感じているところです。

そのときに、単なる何か素材を出してディスカッションさせるのではなくて、そのディスカッションの中で法的な見方だとか考え方、ベースとなる知識が何なのかということ意識させながら授業を進めていける、そういった教材ができるのかどうか大切です。今の高校の教科書でも、法に関する記述はかなり多くあると思うんです。今回、そのアンケートを見ても、法に関わるところは非常に広範にある。これの全部を網羅した形の教材を作る必要は僕はないと思っていて、恐らくこのアンケートの中でも、これは飽くまでも法的知識だよねという法知識の部分と、それから、確かに法知識なのかもしれないけれども、それを深められる、深める分野がここはできそうだよねというところがあるような気がするんですよ。そこをまずピックアップ、取捨選択した上で、中学との関係、連続性の中で、更に、ではここはこういう形でもう少し授業展開ができるのではないかという何か提案をするのがいいかなと思っています。

例えば、よく弁護士会でもやるのが、やはり高校を出てから社会に出ますから、労働関係の授業をよくオーダーがあります。単に労働法という知識を教えるのではなくて、中学のところやった契約自由の原則から始まって、その修正版というのが、中学では消費者教育は出ているわけですけども、それを今度、労働契約のところはどう考えるのかというところで、もう少しその活用の幅を広げていくというような視点で授業構成をしていったほうが高校にはなじむんだらうと思うんです。その辺の、どういうコンセプトで作っていくのかというところをもう少し詰めていくと、恐らく教材作成部会のところでも、うまく進むかなという気がちょっとしました。

小粥座長 ありがとうございます。

中保さん、いろいろな意見が出ているのですけれども、これからどうやって進んでいくのでしょうか。

中保部付 基本的には次回の3月に開催される推進協議会までに、今日頂いた御意見を踏まえて、また個別に先生方の御意見等をお聞きした上で、そこを詰めた上で、来年3月の部会の際には、ある程度の形になるようなことで進めていきたいなと思っております。

ですので、今日は飽くまでその教材の内容等についてまず御意見等を頂戴して、今日は多様な意見を頂いたところなので、それを我々はフィードバックして一回整理した上で、また先生方に個別に御相談させていただきたいなと思っているところです。

小粥座長 鈴木委員、お願いいたします。

鈴木委員 この「はじめての法教育」ができたときは、まだまだこれからという形でモデル的な教材を作る必要があるだろうということがあったと思うんですが、その後これまでの期間、僕もちょっと離れていたときもあるので分からないところはあるんですが、学会等でも授業実践の報告がかなりなされていて、教材もそれなりにまだまだ不十分だとは思いますが、一人の思い込みで作ったりしているところもあつたりもしているんですが、出てきてはいると思うんですね。ですので、その辺も是非情報収集していただいて、どのような分野がいいのか、それから、確かに学習指導要領がまだまだ動いていくような経過がある中ですからあれですけども、江口さんの言われる、あるいは岩崎さんの言われるのも分かりながら、一方でやってもらう部分で言うと、この部分は当てはまりますよと言わないとやりにくいところもあるので、そこを注意していただければなというふうに思います。

小粥座長 ありがとうございます。

岩崎委員、お願いいたします。

岩崎委員 小中学校は教科で動きますけれども、高等学校は科目で構成されていまして、実際には配当時間というのが、これはやはりある程度ありますので、例えば中学校の社会科の公民的分野だと、合意形成、決まりの意義だと3時間、あと例えば、模擬裁判で1時間とか、大体4時間程度というふうになると思いますけれども、膨大な時間ではないんですね。例えば学習指導要領、教科書に基づいたある教材を使ってもらおうといってもですね。そこら辺の現実を踏まえたものにしていかなければいけないということと、もう一つ、どうしても、学校の勉強というのはこうであってはいけませんけれども、実際には受験のための勉強になっている部分があって、生活とか生き方と結びついた知というよりもですね。

そうなっていたときに、実際に生活に余り身近で関わらない知識って、身につけてもどんどん剥落していってしまうので、やはり小中学生で覚えたことというのは、例えばそのときに消費者教育に関わることをやりました、法教育に関わることを勉強しましたといっても、なかなかしっかり、そのときは覚えているんですけども、剥落していってしまうということはあろうかと思うんですね。ですから、実際には今、ほとんどのところが高校まで行くわけですので、12年間の学校教育ということになると思うんですけども、その12年間の中でしっかり身につけてほしいというメッセージとともに、先ほど村松委員がおっしゃったように、ここのところというのは、重点化をしてやっていくのがいいのではないかなと思うんです。

小粥座長 ありがとうございます。

太田先生、お願いいたします。

太田委員 今お聞きしていて、教育の現場で先生方がいろいろ苦労して工夫して、多分、視聴覚教材的なものをご自分たちでも作っておられるというお話だったと思います。そうすると、我々が上から目線で作るよりも、そういう現場の工夫をまず汲み上げて、衆知を集めて見る必要があります。そうするとみんないろいろ工夫しているというのが分かって、それに乗かって最大公約数的なものを求めるとか、工夫のクリアリングハウスのような役割を果たすとかという方向が、むしろ現場で使ってもらえるものになるのかなという気がしました。

こういうことを言うと天に唾するようなもので、我々大学の教員もいろいろと教材を作っていますけれども、お互いにほかの教授が何をどうやって教えているかほとんど知らないで教えてまして、忸怩たるものがあります。最近では若干FDとかで情報交換したりしますが……。東大の法科大学院なんかでも、僕以外は余りパワーポイントさえ使っていないと後で聞いてびっくりしたりしました。そういう状況なんで、やはり高校の先生もそういうところがあるのかなと思ひまして申し上げた次第です。

小粥座長 ありがとうございます。

中保部付、お願いします。

中保部付 先ほど鈴木委員からも御指摘いただきましたし、太田委員からも御指摘いただいたところで、多分、我々が存じ上げていないだけで、現場では様々な先端的な取組や有意義な視聴覚教材や高校生向けの教材等があるんだと思っております。なので、それはきちんと我々のほうでもピックアップしていかなければいけないなと思っております。法と教育学会や法教育フォーラムといった団体にお話をお聞きをするのがまず一つだと思っておりますし、あとは、学校の現場の方々に、教材の作成に当たり参考となる取組等や教材があると思っておりますが、そこは我々がなかなか分からないところでもありますので、そこら辺をうまくピックアップできるように、樋口委員や岩崎委員等にお知恵を頂ければなど、先生方に御紹介等頂いたりするというのも有り難いなというふうに思っております。

小粥座長 ありがとうございます。

樋口委員、お願いいたします。

樋口委員 かなり多く法教育に関する授業は、もう既に行われていると思ひますし、それが例えば、インターネット上に学習指導案という形でも上がってきていると思ひれます。

具体的には、例えば各都道府県市等の教育センターのホームページなどに学習指導案例ですとか、そのような形で上がってきているものもあろうかと思ひます。

また、学会等でここまで論文あるいは報告というような形で様々世に出ているものもあります。あわせて、例えば中学校であれば任意の研究会、全国中学校社会科教育研究会という全国組織があったりしますが、そちらのほうでもかなり法教育の実践もなされているわけでありまして、これは相当の量があろうかと思ひます。ですから、まずそれを収集するというのが一つであらうと思ひます。ただ、これには労力が掛かりますので、全てを承知している人はいないわけですので、時間を掛けて収集するということになるかと思ひます。

もう1点、それをデータベース化していくといったときに、これは教育委員会、教育センター等で課題になるところですけれども、全体としては非常に優れた学習指導案であり、法教育の教材であると。単元の計画も明確になっていて、狙いも明確である。そして具体的な指導であると。

ところが、その中に使われている一部の表現の平仄が合っていないと。例えばその部分で上に上げるときには、その平仄を揃えるというようなところに相当の労力をとってしまうわけですし、そのことでホームページ上にまではアップされないというような事例も多くあるということも承知しています。

したがって、今後データベースとしていくといったときには、どこまでの精度を求めるとかというようなことも検討課題になるかなと思っております。

小粥座長 ありがとうございます。

岩崎先生、お願いします。

岩崎委員 文科省のほうで、例えば道德教育ですと、全ての全都道府県が開発している独自の道德教育の教材と指導案とか、そういうのは全部国に出させておまして、つまり、ウェブ上のものだったらそのウェブのURLをと、物で提供できるものがあつたらそれも上げてくださいと。

例えば東京都で言うと、区で作っているものもあります。それも上げてくださいというようなこともあるんですけども、例えば法務省からかどこか、どこからになるか分かりませんが、是非協力いただきたいということで、その情報を出してもらおうということではできないのではないかなとは思ってますけれども。

小粥座長 イメージがわかなくて。

岩崎委員 都道府県の教育委員会に対して依頼をして。

小粥座長 こちらから依頼をして、その公表できる指導案、教材。

岩崎委員 例えば、そうですね、そういうもの。学校に配っているものとか、先生方に提供しているものの情報提供。また、ウェブに載っているもの場合は、URLを教えてくださいとかということもできる。

例えば東京都ですと、何回もお話ししたように、今年も法教育推進委員会を毎年立ち上げていますから、そこと、今年は弁護士会と行政書士会と司法書士会さんも御協力も頂いて、小中高の、また分かりやすい指導事例を今年も4万6,000人ぐらいの教員にまたリーフレットとして配りますから、それはウェブに載っていますので、毎年作っているものはウェブを見ていただければ東京都がやっている指導案は見られるようになっていくわけです。

小粥座長 東京都だったら、東京都関係の、例えば法教育関係の教材とか指導案みたいなのがここにありますよということ、例えば法務省に知らせていただいて、そこにリンクだけつなげばいいというようなイメージでしょうか。

岩崎委員 はい。例えば、その調査自体を、例えばペーパーでされるのかPDFでされるのか分かりませんが、そこに回答用紙があつて、是非御協力してもらいたいということで、そこに入力していただければ、出していただければ。あと、それ以外に、例えば郵送等で何か物として提供してもらえればということもあつてもいいと思ってますけれども、文科省のほうはそういうふうにするときがあるので、やはり全国の現場の知恵というんですか、先生方の御努力というものを吸い上げて、それを一覧にしていいという了解を得て、つまり、これは公開してもいいですかということも書いて調査を掛けてきていますから、例えばそれを公開して、ほかの県でも使えるみたいなことにもできるのかなと。

小粥座長 中保さん、お返事ございますか。

私も、そうやって割と簡単に、教材倉庫みたいなものをインターネット上のリンクでつな

いで作ることができるのではないかということは何となく思っておったのです。ところが、先日、法教育フォーラムのウェブサイトについて、作るだけでなく維持管理にもそれなりにお金が掛かるというようなことをお聞きしたこともありまして。

岩崎委員 法務省のホームページ内に、例えばコンテンツを上げるのはされていますよね。いろいろいな。

中保部付 はい、しています。

岩崎委員 それと同じように、例えばそこにコンテンツ自体を上げるというよりも、リンクを張って、各都道府県のものにリンクを張るだけの話なので、それはお金はかからない。

問題なのは、こちらのデータベースを作られるという話だったので、法務省として法教育を進めるに当たってのそのデータベースを作るに当たって、市町村がやっている取組を一応、都道府県教育委員会に多分依頼をしていただければ回答すると思うんですよ、こういうことをやっていますという。こういう指導案とかもありますよというのは。

小粥座長 ありがとうございます。私もそれはすごくいいと思うのですけれども。

太田先生、お願いします。

太田委員 データベース構築の場合なんですけれども、こういうことを言うと足を引っ張るようで申し訳ないんですけれども、知財的にはどうなるんでしょうか。つまり、そういうのを使って我々も教材を作るときにネットで探して、ネットで検索してこれはいいなと思うとカットアンドペーストしたり、それを更に加工したりして使ったりします。教育用の使用とかアメリカではフェア・ユースになると思います。先生がお互いに工夫を蓄積しあって行くという意味では著作権フリー、加工自由というのが認められないと使えないでしょう。けれども、作るほうから見ると、意外とパワーポイントでもフォントから色から配置から動きから画像から、いろいろフォトショップで加工しながら作ったりなんかしていて、それをいつの間にかただで使い回されるのは嫌だなという意識が生じたりもします。そのところのアンビバレンツを何とか解消しないと、吸い上げるといっても、それを搾取と思われると駄目ですから、そのところを少し考える必要があるかなと思いました。

岩崎委員 東京都で言うと、東京都が作って公開しているものは、全部著作権上オーケーな状態でやっていますので、きちんと手順を踏まなければいけないものは全部手順をして、また、これはネットに上げることについてもオーケーのものでやっていますし、都道府県教育委員会は当然それをデリケートにやっていますので。ただ、問題はそれをこちらで集めて、それをパッチワークみたいにするというよりも、まずデータベースですね。是非、情報提供いただきたいということだと思います。

小粥座長 ありがとうございます。

今お手元に、帝京大学の加納先生が、先日、広報部会で御説明をくださった際の資料を配付させていただいております。先ほど少し話題が出た反転授業ですとか、メディアを使った形の授業についてどんなことをやっているのかという内容です。御参考に供したいと存じます。

データベースないし情報集約ということについて、非常に積極的な意見を頂戴いたしましたけれども、文科省なり東京都の教育委員会のやり方を参考にさせていただけるとよさそうにも思います。

中保部付 はい、分かりました。教職員の方向けの、今いろいろ有益な御指摘を頂いたところ

でございます。それを法務省としてもきちんとして検討したいと思っております。

今お話しいただいた教材を収集するという観点では、教職員の方向けにデータベースを見れば何かいい教材はないかと探せる意味での、そういう意味でのデータベースの作成という意味もあれば、推進協議会として高校生向けの教材を作るに当たって参考にするという意味での教材の収集というものもあると思いますので、それをどの範囲でやるか、どういうふうにするのかも含めて、今日頂いた意見を踏まえて考えてみたいと思います。

小粥座長 まだいろいろ御意見がおありのこととは存じますけれども、恐縮ですが、そろそろ次の議題にまいりたいと存じます。今日は貴重な御意見をありがとうございました。中保さんのほうから何かございますか。

中保部付 また今日頂いた意見を踏まえて、また個別に御相談等、御意見を頂きに参るということもあると思いますが、お忙しいところ恐縮ですが、よろしく願いいたします。

小粥座長 それでは、次の議題ですけれども、「法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組等について」に移りたいと思います。

それでは、この議題につきましても、委員の皆様にご議論いただく前提として、事務局から御議論いただきたい事項の概要等についての御説明をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

中保部付 それでは、簡単に御報告、説明させていただきます。

協議事項のメモの議事（６）というところを御覧いただければと思います。

本日御協議いただきたいことにつきましては、公選法の改正を踏まえた選挙年齢引下げによる今後法教育として目指すべき方向性、今後行うべき取組や調査、それはここに挙げさせていただいたような学校教員の負担軽減という観点、法教育授業の実践、いわゆる法教育の裾野を拡大するという観点、広報という観点、法教育関係者間での情報共有連携という観点、また、それ以外の観点での今後法教育の普及・推進を進めるに当たって行うべき取組や調査について御意見いただきたいというのが２点目でございます。

３点目が中長期での法教育の普及・推進を評価する測定指標の在り方として何か考えられるものがないかということの３点について御意見等を賜ればというふうに思っているところでございます。

小粥座長 それでは、もう少し御協議いただく前提として、先日開催されました法教育推進協議会広報部会において構成員から出された御意見につき御紹介、御報告いただいて御議論いただきたいと存じますけれども、その点について中保さんのほうからの御説明をお願いいたします。

中保部付 １点目の公選法改正による選挙年齢の引下げを踏まえた法教育として目指すべき方向性につきましては、広報部会において、公選法の改正に向けた選挙年齢の引下げは、追い風とはなっているとはいえ、余り乗っかりすぎることなく、飽くまで政治と法の教材開発の一つとして捉えたほうがよいのではないかとといった意見や、茨城県では県全体で主権者教育に力を入れ始めている、公選法の改正は法教育にとっても確実な追い風になっているといった御意見や、弁護士会の人権大会においても法教育がテーマとなったと、法教育全体としても主権者として積極的に関わるといったイメージでアピールできるのではないかとといった意見が出されたところでございます。

小粥座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの御説明、御報告を踏まえまして、法教育として目指すべき方向性につきまして御協議いただければと存じます。御意見等ございましたら、是非よろしく願いいいたします。

公選法の改正ですけれども、その次の、推進協議会として今後やるべきことというテーマと切り離すことも難しいかと思えます。そこで、次の、法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組等という議題と合わせて、御協議を頂きたいと存じます。というわけで、議題（6）の法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組等、全般的なことに関しましても、事務局のほうから御説明を頂けるかと思えますので、よろしく願いいいたします。

中保部付 公選法の改正という大きな観点から御議論とは別に、別途、今後行うべき取組や調査という御議論の参考として、広報部会から出た意見についても御報告させていただきたいと思えます。

広報部会におきましては、法教育のネットワークを可視化してほしい。要するに、法教育授業を現場のほうが実施したいと思ったときに、どこにアクセスをすればどういうふうに展開をしていくかということが分かりづらいところがあるので、そのようなネットワークをホームページ上等で可視化してほしいという意見や、その関係で出前授業をしてほしい人がどこに相談すればよいか分かるように、弁護士会や各県などと連携を図り、ワンストップサービスのような形を作るべきではないかといった意見。教材のネットワークについては、日本は遅れているのではないかと。アメリカではアメリカ法曹協会で検索すれば出てくると。官庁各団体が連携してやっていく必要があるのではないかといった意見や、データベース等についても先ほどいろいろ御意見を頂いたところでございますけれども、現場の教員にとってはそのようなデータベースはあったほうが非常に良いといった意見を頂いたところがございます。

以上でございます。

小粥座長 ありがとうございます。

その議題（6）でございますけれども、法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組等について、委員の皆様から御意見等賜りたいと存じます。どうぞよろしく願いいいたします。

江口委員 一つささやかなことなんですけれども、文科省が作った18歳選挙権年齢の引下げに伴う教材を先生方に配れるように手配していただくと助かるんですけども。多分、ネットからとれと言われると、なかなか膨大な量なものですから、あれは冊子になっていますよね。

樋口委員 総務省さんのほうで予算請求をして、それで配布をして、各学校にも総務省から配布をしているということになっています。

江口委員 すると、文科省はその権限はないんですね。総務省にお願いしていただいて、ここで教材を活用したいという形で、ちょっと内容を見ないと。

小粥座長 ここの委員のメンバーにという意味ですか。

江口委員 そうそう、この部会でどういう形で学校の中に配られているかということが分からないと、ちょっと大変かなという感じがしました。

小粥座長 ありがとうございます。

江口委員 それから別件で、せっかく法の日とかいろいろな行事をやっているわけですから、これは私の感覚なんですけれども、法務大臣賞とか何かやって、法と教育の関係についても

うちよつと積極的な広報活動はできないのかと。私は余り国に関わるべきではないと思うんだけど、そういう名誉とか尊厳とかというところに関しては、もうちよつと国が関わってもいいような感覚はあるので、全各省庁が何とか大臣賞ってやられるとまた過剰なんですけれども、法務省はそれほどおかしくはない。文科何とか賞とか結構あるのと同じようなことを是非、行く行くは中長期的でしょうかね、考えています。そのぐらいです。

小粥座長 ありがとうございます。

岩崎先生、お願いします。

岩崎委員 主権者教育は多分、全ての都道府県で非常にどうしていくかというのは重要な課題。東京都のほうでも当然、都議会のほうでも質問もありまして、高校のほうで早速、指導資料ですか、作って、この前も全都立高校を集めて説明会をやったところですけども、小中学校においても主権者教育ということで当然、計画がございまして、ただ、どうしても、何度もお話ししますが、学校の先生方からすると、主権者教育が来て、法教育が来て、租税教育が来てと、今、様々あるんですけども、先生方からすると、やはり負担感というのがどうしてもあるので、正に使う先生のほうがこれがあって便利だと、これは分かりやすいと言ってもらえるようなものを作ろうというところは今、計画しているところでございます。

小粥座長 ありがとうございます。

橋本先生、お願いします。

橋本委員 今回の岩崎委員のおっしゃったことと非常に近いことなんですけれども、先ほどの教材の開発とも関連して、次の学習指導要領を見据えてというところとも関連するんですけども、公共ということを考えてときに、主権者教育が中心の一つの柱になってくる方向があるので、主権者教育、比較的政治的リテラシーとか政治教養の教育というところで、政治教育の側面が強いですけれども、政治と法の関係もあるので、少し法教育的に主権者教育を捉えたらどのような教材ができるのかといったところも少し提案していくということは重要なのではないかなというふうの一つ思ったということです。

あともう一つ、情報のネットワーク化ということですけども、今、法と教育学会のほうで、会員向けに1年間の取組とかそういうものを集約、発信するということなので、是非、御活用いただければというふうに思っています。

以上です。

小粥座長 ありがとうございます。

村松委員、お願いします。

村松委員 主権者教育の話が出ましたので、その件について私の考えを申し上げますと、橋本先生がおっしゃるように、法教育の視点から主権者教育の教材はこんなことがあるよねというのを作ることが非常に大切、意義があるのかなと思っています。

主権者教育というのは、何をもって主権者教育とするのかというところがふわふわしていて、どうしても18歳選挙権、選挙年齢の引下げに伴って投票のところにフォーカスされているわけなんですけれども、それだけが主権者教育ではないんだろうと思っています。

法教育というのは、自由で公正な民主主義社会の担い手である市民を作っていく教育なわけですから、それこそ主権者教育なんだろうと私は思っているところなんです。ですので、主権者教育が今、追い風になっているというのは正にそのとおりなんですけれども、そこで言う主権者教育というのを投票についてのものに矮小化するのではなくて、広い意味で捉え

た上で、だからこそ法教育が必要なんだというような提案をしていく、それも広報につながっていくことになるのかなと考えています。

小粥座長 ありがとうございます。

むしろ教材部会のほうでも、主権者教育に対応する教材を作るべきではないかという御提案にもつながるといえることでしょうか。今後、この会議体で何をするのかということとも関わってくるかと思しますので、お気付きの点がございましたら、是非お願いいたします。

稲川さん、お願いします。

稲川委員 法制度をいろいろ変えていく中で、やはり司法制度を強化しようというところで、その主権者たる国民が参加するという中でいろいろな議論が出てきたわけですね。正に裁判員裁判でもそうですし、検察審査会でもそうなんですけれども、そういう国民が司法に参加するというのをきっかけに、その背景となっている物の考え方とか、きちっと皆さん学んでいきたいと思いますということで、法教育、日本の場合には出てきたという経過があって、逆に言うと、今回そういう意味では非常に分かりやすい話でして、18歳まで選挙権を与えようということ、正に主権者として投票という形で入ってくると。

その入り方が立法のところと司法の違いだけであって、要するに三権がある。その下にあるのは、国民主権であり民主主義ですよという、そこを前提にすると、言わば法教育と主権者教育というのは表裏の関係にあって、密接不可分で切り離せませんよねと。一番分かりやすい例が、学校や何かでやっている今の規則ですか。あのルール作りみたいなのは、正にあれば直接民主主義といいますか、自分たちでルールを決めて話し合っただけで決めたルールを守りましょうというのを一番取っかかりとして法教育として教えてきたわけなんですけれども、それがもっと広いところになったら全部自分らで決められないから、間接的な形で自分たちが選んだ人に決めてもらいましょうということになっただけで、だから、ある意味表裏一体で密接不可分で、これをまたその主権者教育だ、法教育だと言ったり、あるいはどっちかから見てもどうかというのは、何か余りよくないような感じがするんですね。

これまでここでもずっと議論していたと思うんですけれども、その理念的なものというよりは、やはり学校の現場でどうやって先生方が教えやすいかというほうが、むしろ今回、より大事になってくるのかな。勢い、流れからいったら、やはり主権者教育のほうが何か分かりやすいし、その一時的なものとしていってしまうような気がするんで、むしろそこ相乗りするような形でやっていったらいいのかなと。

先ほど言った主権者教育、法教育、租税教育って、例えば消費税と軽減税率というのをもっと分かりやすくしただけでも、そこに全部の問題が全部事例としては出てしまうぐらいなのが一杯あるわけなんですよね。ですから、学校の現場で先生方が難しく何とか教育って余り使わずに身近な例で出せるような事例をうまくやる中で、それが一体として教えられるというような方向に持って行くのが多分、現実的なのかなという感じがして、特に高校生ぐらいの教材になると、やはりその辺ができそうな感じがするものですから、むしろ中学校までは、言わばルール作りみたいな考え方の基本といいますか、行動としての投票という以前の問題として、何をそのルールとしてどんなことをやっていくのが自分たちの社会にとっていいのかという考え方の基本、これはやはり中学ぐらいまで法教育というか、主権者教育のいわば一步手前というのか。だからそういう意味で、それほど余り対比する概念ではなくて、むしろ一体のものなんだというのを。

だから、そういう意味でも先ほど言いました総務省が出している指導の教材みたいなのをよく分析して、それとうまく協働していきましょうという姿勢のほうが絶対現場にとってはやりやすいはずですし、我々の議論もやはりそうなるのではないかなと思っていますので、その辺のことを踏まえて今後の教材作りとか何かをやっていったらいいのではないかなと思います。

小粥座長 ありがとうございます。

まだまだ御意見は尽きないところかとも思うのですけれども、もしございましたら。

それでは、この議事（6）の最後になりますけれども、中長期での法教育の普及・促進を評価する測定指標の在り方につきまして御協議を頂きたいと存じます。

これまた御協議いただく前提といたしまして、事務局から広報部会において構成員から出された御意見や、現時点における検討状況等につき報告をお願いいたします。

中保部付 事務局から御報告をさせていただきます。

広報部会におきましては、法教育の普及・推進に向けた測定指標の在り方につきまして、一般的な法教育の広がりということであれば、新聞のデータベースのヒット件数を調べるとか、小中高の先生向けのメディアでどれぐらい法教育が取り上げられているかなどを測定することなどが考えられるといった意見や、教科書の中でどの程度法教育が取り上げられているのかというところを考えるのはどうかといった意見が出たところでございます。

以上でございます。

小粥座長 ありがとうございます。

どういう経緯でこの話題になっているのかについても、できればお話をしていただきたいと思うのですけれども。

中保部付 これにつきましては、法教育の普及・推進ということで、先ほど様々な観点を挙げさせていただいたところでございますけれども、中長期的に法教育の普及・推進を考えていかなければいけないと法務省としても考えているところでございます。

それに当たって、やはり法教育の普及・推進というのを、いわゆるPDCAサイクルとしてどれぐらい推進が図られているのかというのを客観的な指標で測定できるとよりよいのではないかという視点から、この測定指標の在り方というのをもう一度考えていくべきではないかと思っていますところでは。

今、実際、法務省としては、いわゆる政策評価等では法教育推進協議会の回数とか、出前授業の年間の回数等を一つの指標として普及・推進というのを図っているところであるのですけれども、何かよりよい測定指標の在り方があるようでしたら、その点について先生方の御意見を頂ければと思ひまして、このような議事を取り上げさせていただいた次第でございます。

小粥座長 ありがとうございます。

それでは、測定指標の在り方につきまして御意見などございますでしょうか。

太田先生、お願いいたします。

太田委員 今、具体例で指標として挙げた授業のコマ数とかそういうものって、基本的にサプライサイド（教える側）のクオンティティ（量）ですよ。

小粥座長 はい。

太田委員 でも、法教育の普及というのは、学生さんたちがどれだけ理解してシビック・ヴァ

一チュー（civic virtue）を持った主権者になったかという点を測らないといけないのではないかという気はいたします。デマンドサイドの質の向上という指標です。もちろんそれを客観的に測定することは非常に困難でもあります。もちろん、センター試験の中の法教育関係の問題がどれだけ得点を取れているかとかいうことは測定可能かもしれませんが、けれども、少なくとも、サプライサイドの指標だけでは足りないのではないかという気がします。

小粥座長 ありがとうございます。

江口先生。

江口委員 樋口先生や橋本先生のところなんですけれども、中学校の法教育の結果は出てくるわけですよね。それでもう一つのエビデンスですよね。理想的かどうかは、要するに教育課程状況調査の予備調査の中でとか本調査の中で試験問題を作りましたから、それがどういう形で子供たちの中に根付いていくかということ、ちょっと中長期的に調べていくというのは必要なのではないですかね、これまでずっと教材作りをしてきたわけですから。

小粥座長 樋口先生、お願いします。

樋口委員 国立教育政策研究所で学習指導要領実施状況調査というものを行っております。

現在、昨年度の2月に小学校の調査結果が公表されております。今後、中学校の成果が公表されると。その後、高等学校の公表というような順序で進んでいるというところにして、飽くまで学習指導要領の全体に対する実施状況ですので、法教育に関する設問がそれほど多いという話ではないんですけれども、もちろん幾問かは入っておりますので、そういうものも一つは参考になるかなということです。

小粥座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、貴重な御意見ありがとうございます。本日の御協議の結果を踏まえて、法務省には今後の法教育の更なる普及・充実に向けた施策を考えていただくことになるのだらうと思います。先ほど中保部付がおっしゃっておられましたけれども、必要に応じて委員の皆様は御報告や御相談をさせていただくことになるかと存じます。私からも、よろしく願いを申し上げます。

それでは、次の議題であります「今後の法教育広報部会の在り方について」に移りたいと思います。

それでは、本議題につきまして、広報部会の設立経緯等を含めまして、事務局から御報告をお願いいたします。

中保部付 それでは事務局から御報告させていただきます。

まず、広報部会の設立経緯について、簡単に御説明させていただきます。

広報部会につきましては、平成22年度から平成25年度までの間に実施しました法教育懸賞論文コンクールの審査をするために法教育普及検討部会として始まったものでございまして、同コンクールが終了した後、広報部会として発展的に名称を改称させて今に至るところでございます。

広報部会では、今まで推進協議会での議論を踏まえて法教育の更なる普及・促進に向けて、法教育の情報発信、情報提供の在り方について検討を行ってきたところでございますが、同部会においては、法教育マスコットキャラクター「ハウリス君」等の広報的な戦略等についても協議をさせていただいてきたところでございます。

もつとも、広報につきましては、先ほど今後行うべき取組の一つの要素として挙げさせていただいたことからも分かりますように、今後、法教育の普及・推進を図る上での重要な取組の一つでございますので、親会であるこの推進協議会でその内容を決めていくべきものとも考えられるところでございます。

今後、新たに教材の作成部会が二つ立ち上げられるということもございますので、広報部会については、その取組をこの親会である推進協議会に吸収させることも含めて、その在り方について率直に御議論を頂ければというふうに思っているところでございます。

小粥座長 ありがとうございます。

それでは、今後の法教育広報部会の在り方について、事務局から率直な御意見をというところでしたので、どうぞよろしく願いいたします。

江口先生、お願いします。

江口委員 今、中保部付が言われたのは、もう広報部会は一応、親委員会に吸収するという形にしたいということですね。

中保部付 それも含めて御検討頂きたいところです。

江口委員 この前の広報部会でも人的資源、ちょっとこの人数でも足りないのにやりすぎではないですかという意見を僕は言ったほうですから、それは早いうちに放してあげたほうが良いような気がしますけれども。

小粥座長 広報部会のメンバーでいらっしゃる磯山先生はいかがですか、今後の在り方について。

磯山委員 吸収すればいいのではないかなと思うんですけども。

小粥座長 いいですか。

江口委員 はい。

小粥座長 そのほか御意見ございますでしょうか。

御意見、本日はありがとうございました。協議の結果を踏まえて、法務省として今後の法教育広報部会の在り方について検討していただきたいと考えております。今後、その進捗状況につきましては、必要に応じてこの協議会の場合等を通じ、事務局から委員の皆様へ御報告をさせていただければと考えております。

先ほどの議事ですけれども、議事（5）に関して、これまでの委員の皆様への御意見を拝聴する限り、机上配布のメモにありますとおり、推進協議会に高校生向け法教育教材の作成を目的とする高校生向け法教育教材作成部会と、視聴覚教材及びモデル授業の作成を目的とする視聴覚教材等作成部会を設け各教材の作成を進めるという方向性及び今後の大まかなスケジュール、先ほどの事務局のメモにございますような方向性と大まかなスケジュールについて御了解いただいたということによろしくございますでしょうか。

(一同了承)

ありがとうございます。

そのほか大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

それでは、ほかに委員の皆様からございますでしょうか。事務局から、よろしいですか。

中保部付 はい。

小粥座長 ほかにございませんようでしたら、本日はこれで終了させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。次回の日程につきましては、追って事務局から連絡を致

します。

本日はありがとうございました。

—了—